

2025年12月12日
全国港湾第25発第33号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内



独禁法問題に係る抗議行動のとりくみ指示について

11月26日、日港協不当労働行為事件にかかる東京地裁判決と緊急命令の履行について中央港湾団交を開催し、組合側は、東京地裁が発した緊急命令を誠実に履行し、産別交渉体制を維持し、良好な労使関係の再構築を求めると19春闘での最賃要求に対する回答及び25春闘での最賃要求への回答を求め、同時に地裁への控訴へ抗議し、その理由について業側を追及した。

業側は、「2019年（2月19日付）要求書にある最賃要求である184,500円について緊急命令を尊重し、履行すると回答した一方で、2019年以降の要求については、この短時間では、誤解を与える危険があり、別の機会をもちたい、また違う機会においての回答もその状況にならないとわからない」と回答した。

組合側は、控訴した理由と2020年以降の要求についてなぜ回答できないのかについて回答するよう求めたが、業側は、明確な理由は、現時点では難しいとの回答に終始した。

組合側は、一旦休憩して内部検討を行った。内部検討の結果、2019年要求に対する回答は評価するが、2025年の要求については、26春闘か、それまでの間に回答するよう求め、その要求がかなわない時は、重大な決意をもってあたることとなることを表明し、団交を一旦休会することとなった。

しかしながら、この間に業側からの中央港湾団交の再開や折衝の申し入れがない。その不誠実な対応に組合として抗議行動を行うことを第4回中央執行委員会において再確認することを前提に四役会議として確認した。については、詳細について確定したので各単組・各地区港湾の取り組みを指示する。

1. 抗議行動について

(1) 具体的行動について

ハンドマイクによる抗議行動及び参加者によるシュプレヒコール（ラリー行動）。

(2) 行動日時・場所

日 時 2025年12月17日（水） 9時00分～9時50分

場 所 港運会館（日本港運協会）正面玄関前

(3) 行動参加者の規模

全国港湾・中央執行委員及び京浜3港〔東京・川崎・横浜〕（各5人）

2. 当日の行動

- 08:50 現地・集合
09:00 行動開始
複数の弁士による日港協への抗議
※ 各弁士の締めめにシュプレヒコールを行う。
09:50 終了

3. 参加にあたって

- (1) 当日の参加者は、腕章を持参すること。なお、各単組並び京浜3港は、組合旗（のぼり）を持参のこと。
- (2) 当日は、港運会館内に立ち入らないこと。（トイレ借用・喫煙室など）

4. 交通費・日当について

- (1) 交通費・日当については全国港湾負担とし、次項の通り支払う。
- (2) 中央執行委員（本部役員）には、従来通りの日当と都内交通費（実費）を支給する。
- (3) 地区港湾からの参加者について
 - ① 東京港湾の場合（起点・田町駅）
参加者には、日当1日分と交通費300円を支払う。
 - ② 川港労協の場合（起点・川崎駅）
参加者には、日当1日分と交通費620円を支払う。
 - ③ 全横浜港湾の場合（起点・関内）
参加者には、日当1日分と交通費980円を支払う。
- (4) 交通費の支払について、別添の「交通費申請書」に基づく口座振り込みをとする。

以上